

確認申請受付時チェックリスト（申請図書作成補助用）

(1) 申請直前に最終チェックする事項

| 番号 | 項目名                          | 内容   | チェック欄 | 備考<br>(補足説明等)          |
|----|------------------------------|--|-------|------------------------|
| 1  | 確認申請書・図書                     | 申請書の正本と副本が、添付図書も含めて同一となっている。                                       |       |                        |
| 2  | 委任状                          | 委任状が添付されている。   |       | ※代理者による申請の場合に限る        |
| 3  | 建築計画概要書                      | 建築計画概要書が添付されている。また記載内容が適切で整合している。                                  |       |                        |
| 4  | 建築工事届                        | 建築工事届が添付されている。また記載内容が適切で整合している。                                    |       | ※新築、増築、改築又は移転の場合に限る    |
| 5  | 工場調書                         | 申請工場の動力・危険物等の数量の記載内容が適切である。  |       | ※工場を建築する場合に限る          |
| 6  | 既存不適格調書                      | 既存不適格建築物の記載内容が適切である。   |       |                        |
| 7  | 許可書、認定書                      | 許可書、認定書の写しが添付されている。  |       | ※建築基準法等の許可等を受ける場合に限る   |
| 8  | 設計者資格の証明                     | 設計者である建築士の免許証の写しが添付されている。  |       |                        |
|    |                              | 構造設計一級建築士の免許証の写しが添付されている。  |       | ※構造設計一級建築士の設計が必要な場合に限る |
|    |                              | 設備設計一級建築士の免許証の写しが添付されている。  |       | ※設備設計一級建築士の設計が必要な場合    |
| 9  | 添付図書のリスト                     | 添付されている図書及び書類が過不足なく又整理された形でリスト表示されている。                             |       |                        |
| 10 | 設計図書通し番号                     | 添付図書等リストに沿って、図書等番号が整列されて振付られている。                                   |       |                        |
| 11 | 図面名称の表記                      | 図面名称は統一された形で表記されている。   |       |                        |
| 12 | 設計者名の表記                      | 設計資格のある建築士の設計である。<br>又、その旨の表示している。                                 |       |                        |
|    |                              | 当該設計図書を作成した設計者の表示に誤りは無い。   |       |                        |
| 13 | 施行規則第1条の3に規定されている図書及び書類      | 施行規則第1条の3に規定されている図書及び明示すべき事項が不足することなく適正に明示されている                    |       |                        |
| 14 | 添付図書等の整合性                    | 添付図書の内容と申請書の記載事項が相互に整合している。  |       |                        |
| 15 | 申請に係る認定書等(認定内容の詳細が明示されているもの) | 申請に係る建築物、建築設備又は工作物で、「認定型式」「認証型式部材等」を有している場合は、それに係る認定書等の写しが添付されている。 |       |                        |
| 16 | 構造計算安全証明書                    | 建築士法第20条第2項に規定する証明書が添付されている。                                       |       | ※該当する場合に限る             |
| 17 | 構造計算適合性判定の要否                 | 構造計算適合性判定を要するものであるかどうか判断できる書類が添付されている。                             |       |                        |
| 18 | 省エネ基準適合性判定の要否                | 省エネ基準適合性判定を要するものであるかどうか判断できる書類が添付されている。                            |       |                        |

(2) 申請する前までに済ましておく事項

|   | 項目名                       | 内容   | チェック欄 | 備考<br>(補足説明等)                |
|---|---------------------------|--|-------|------------------------------|
| ア | 建築基準法上の道路調査               | 事前に道路調査依頼を提出し、種別・位置が明確になっている。<br>また、その内容が配置図等に反映されている。 |       | <所管課:建築指導課>                  |
| イ | 都市計画道路等(都市計画施設)の位置確認      | 都市計画道路等(都市計画施設)の計画線が計画敷地に係る場合は、その計画線の位置が配置図等に明示されている。  |       | <所管:東京都都市整備局>                |
| ウ | 開発行為区域内における工事完了公告前の建築行為   | 都市計画法第37条に基づく承認書が添付されている。                              |       | <所管課:都市計画課>                  |
| エ | 開発指導要綱の事前協議               | 開発指導要綱に該当する場合、協議申請書を提出している。                            |       | <所管課:都市計画課>                  |
| オ | 集合住宅条例の事前協議               | 集合住宅条例に該当する場合、事前協議を行っている。                              |       | <所管課:都市計画課>                  |
| カ | 景観条例の事前協議                 | 一定規模以上の建築については事前協議、届出が行われている。                          |       | <所管課:都市計画課>                  |
| キ | 地区計画内の建築の届出               | 地区整備計画区域内の規制に適合した計画で事前に届出を行っている。                       |       | <所管課:都市計画課>                  |
| ク | 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整条例手続 | 建築物の高さが10mを超える建築物の計画の場合において、条例上の手続が完了している。             |       | <所管課:建築指導課>                  |
| ケ | 公道及び公有地等の境界等に関する協議        | 境界査定等に関する協議先は、管理区分毎に協議先が異なる。必要に応じて協議を行っている。            |       | <所管>国道・都道の各管理者<br><区道:土木管理課> |

(注) このチェックシートは、確認申請書類作成の一助とするためのもので、法令要求全てを網羅したものではありません。  
参考資料としてご利用ください。